

中間貯蔵施設の操業開始を認めないよう申し入れ

9月13日に、むつ市の中間貯蔵施設の操業開始を認めないよう、また、関電の使用済燃料の貯蔵を絶対に認めないよう、全国からの多数の団体賛同を添えてむつ市長に申し入れる。

むつ市の中間貯蔵施設が今年1月に規制委員会に提出した「貯蔵計画」では、「使用済燃料貯蔵事業開始の予定時期：2018年後半」としている。それに沿うよう、容器1基（69燃料集合体）を柏崎刈羽原発から「今年度上期に搬入」する。これをもって操業開始とする意図である。このように急ぐ背後には、柏崎刈羽原発の6号と7号の使用済燃料プールが、すでにそれぞれ93%、97%にまで詰まっており、再稼働できる条件がほとんどないという状況がある。

他方、2005年の4者協定（むつ市、青森県、東電、日本原電）では、中間貯蔵施設を「再処理するまでの間一時的に貯蔵する施設」と規定し、協定の目的に「県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出のため」をうたっている。第1条で貯蔵期間を50年と規定するとともに「貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出すること」と規定している。その搬出に関わるはずの再処理は、現状では六ヶ所再処理工場しか見えていないが、同工場は操業を今年度開始する予定であったところ、またも3年間延期した。つまり現状では、搬出先がまったく見えないのだから、中間貯蔵施設の操業開始などできる条件がない。まずはこれが操業開始を認めないための明白で直接的な理由となる。

実は、「中間」のもつ矛盾、貯蔵期間終了後の搬出先が実際に存在するのかという問題こそが、中間貯蔵施設をめぐる問題の焦点・本質である。2015年時点までの資源エネルギー庁のホームページでは、搬出先は高速炉サイクルに属する「第二再処理工場」とされており、そのような前提でむつ市全員協議会でも説明を受けてきている。ところが同庁の現在のホームページでは、搬出先が軽水炉サイクルの再処理工場（現状では六ヶ所再処理工場）に変更されている。もんじゅが廃炉になったのを受けての措置であろう。

ところが、六ヶ所再処理工場はガラス固化工程に2つの本質的な欠陥があるため、まともに動く見込みはない。それでも仮に動けば、今でも核兵器6千発分ある分離プルトニウムがさらに増えるため、朝鮮半島の非核化の情勢などに逆行する。さらに、下北の海に濃度規制をはずした廃液を大量に垂れ流す。仮に順調に動いたとしても再処理工場の寿命は40年程度と言われているため、50年後には影も形もないかも知れない。今年はじめの規制庁交渉では、貯蔵期間終了後には「別途中間貯蔵施設」に搬出すると、施設会社が審査会議で述べているとの説明があった。これでは設計貯蔵期間の50年を超えるので、安全性がなんら保証されないことになる。

このように、中間貯蔵施設は矛盾と不確かさに満ちている。核燃料サイクルは破綻しているのに、原発だけは動かすことにその根源がある。中間貯蔵施設の操業開始を許せば、大量の核ゴミが行き先もなくむつ市に居座り続け、子や孫の世代に重大な負担を強いることになる。9月13日には、むつ市が操業開始を認めないこと、関電の核のゴミ捨て場になることを絶対的に拒否するよう求めたい。その申し入れの連携した意思を、柏崎刈羽原発の再稼働阻止に向けていきたい。

核のゴミをめぐる問題は、中間貯蔵施設ばかりでなく、原発敷地内乾式貯蔵、高レベル廃棄物地層処分、さらに原発廃炉に伴う低レベル廃棄物の埋設問題等、広い範囲で差し迫ってきている。9月13日がこれらの問題に連携して取り組む新たな出発点となることを目指したい。